

会長だより 005

八千代市立新木戸小学校PTA本部



— 来年度に向けて規約を変えていきます — 40周年に合わせて時代に合った規約へ



全国ではPTAの存在意義や廃止論なども出ています。PTAをネガティブに感じてしまう理由は「なんとなく気が重い」「役職に就くと大変そう」「活動内容がわからない」などが多いようです。
新木戸小PTAは委員会もなくし、強制力をなくしているためネガティブに感じてしまう要因をなるべく排除しているからこそ保護者のみなさんが活動に理解いただいているのではないかと思います。

しかしながら規約がこの変化についていけないことから、40周年を機に新しいPTAのあり方を目指した規約の改定を実施する計画です。本件は4月の書面総会での決議承認事項となります。

改訂のポイント(新設項目)

- 入会、退会についての項目を盛り込みます
(入退会の意思を明確にします)
- 転入、転出における会費の取り扱いを変更します
(転出時は申し出がある場合のみ納入会費の差額分を返金)

改訂のポイント(削除項目)

- 慶弔規定を変更します
(教職員の結婚、出産のお祝い金を廃止)

PTAは保護者と教職員が自主的に組織し運営する任意団体です。法的制約もなく、自ら作成する「規約(会則)」により、運営しています。任意性の説明はこれまでも実施してきましたのですが入学に合わせて自動的に入会と解釈されても仕方がない部分があり、今回規定にも入会、退会についての項目を盛り込みます。その他細かい修正などもありますので詳しくは別途配信します総会資料にてご確認よろしくお願い申し上げます。

PTA 規約・細則等 新旧対照表

新	旧	備考
<u><入会></u> 第 7条 本会への入会は意思表示を要するものとし、本会の指定する方法による会費の支払いとともに入会意思の確認をする。		(新設)
第 8条 教職員については校長が全教職員の入会意思の確認をする。		(新設)
<u><退会></u> 第 9条 本会の退会は次の通りとする。 1. 児童の卒業または転出、校長及び教職員の勤務校の異動等によって会員資格を失うものは会員資格の消滅をもって自動退会とする。 2. 任意退会は退会届を提出する。		(新設)

PTA 規約・細則等 新旧対照表

新	旧	備考
第 21 条 <u>年度途中に転入する際は、転入日の属する月の翌月分から納入するものとする。</u>		(新設)
第 22 条 <u>年度途中に転出する際は、転出日の属する月までを納入するものとし、在籍月以外の納入済みの会費がある場合は会員からの申し出により返金するものとする。</u>		(新設)
第 23 条 <u>会費の納入、返金時期及び方法は本会の指定する方法に従うものとする。</u>		(新設)

PTA 規約・細則等 新旧対照表

新	旧	備考
慶弔規定	慶弔規定	
2. 見舞 <u>(削除)</u> 児童及び教職員が2週間以上の病気・けが入院、3週間以上の病気欠席の場合 (略)	2. 見舞 <u>(1)</u> 児童及び教職員が2週間以上の病気・けが入院、3週間以上の病気欠席の場合 (略)	(削除)
<u>(削除)</u>	3. お祝金 <u>(1)</u> 教職員の結婚 3,000円 <u>(2)</u> " 出産(配偶者も含む) 3,000円	(削除)

一できる人が、できるときに、できることを一

2023年も強制はしません。協力の依頼はしていきます。

PTAは全ての会員が平等に仕事をする団体ではありません。これまで、できるだけ活動を見直し、出来ない人や、やりたくない人が、強制的にやらされるのではなく、どうすればやりたい人が手を挙げて活動できるPTAになるのかということを考えてきました。

PTAの目的は、新木戸小に通う子どもたちの健やかな成長で、それは全ての保護者と教師の願いです。子育ては一人ではできません。だから知恵と労力とお金を少しずつ出し合って、みんなで子どもたちを守り育てていこうというのがPTAです。

活動に関して、楽しかった・友達が増えた・情報量が増え子育てに役立った・・・など感じてもらえるPTAにしていくためにも引き続きいろんなアイデア募集していますのでお気軽にお寄せください

会長として1年目を終えようとしています。前会長から引き継ぎ運営委員会が一丸となって新たな取り組みなどを試行錯誤しながら実施してきました。これも会員の皆様のご協力があったからこそできたことです。2023年度は40周年の節目となり様々な企画も予定しております。次年度もどうぞPTA活動にご理解ご協力をよろしく申し上げます。

